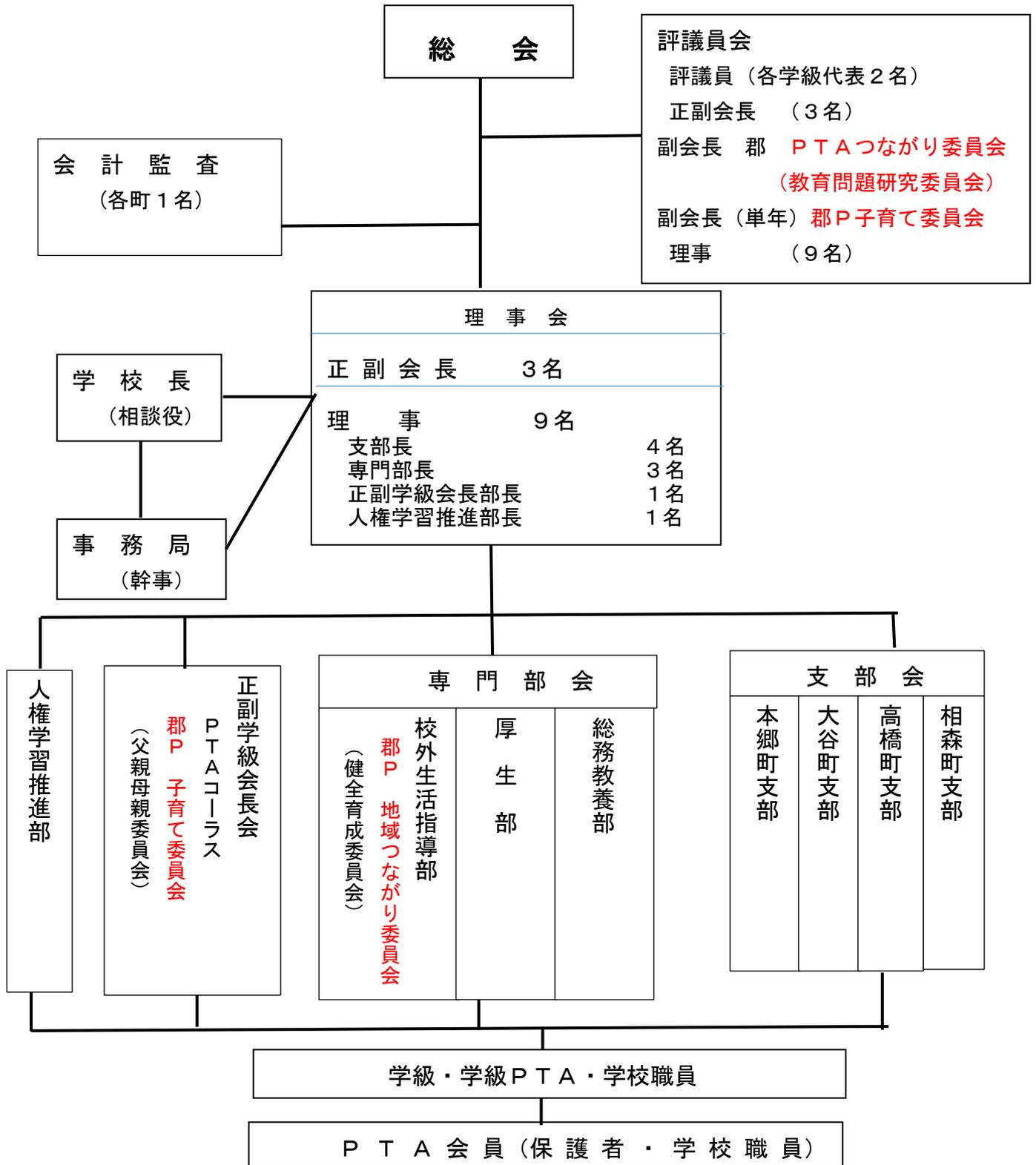


日滝小学校 P T A 組織図



日 滝 小 学 校 P T A 会 則

(名 称)
第1条 本会は、日滝小学校PTAといい、事務局を日滝小学校におく。
(目 的)
第2条 本会は、会員の協力によって、教育の実をあげ児童の幸福を希求するとともに、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする。
(事 業)
第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。 1 児童の生活指導に関すること。 2 児童の福祉の増進に関すること。 3 教育施設に関すること。 4 会員の研修親睦に関すること。 5 その他目的達成に必要なこと。
(会 員)
第4条 本会は、日滝小学校児童の保護者と学校職員ならびにこの会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた者をもって会員とする
(役 員)
第5条 本会の役員は、次のとおりとする。 1 会 長 1名 2 副会長 2名 3 相談役 (学校長) 4 理 事 (支部長、専門部長、正副学級会長部長、人権学習推進部長) 5 評議員 若干名 6 幹 事 3名 (学校職員) 7 参 与 若干名 (前会長、地区出身市議会議員、区長、児童委員) 役員の任期は、4月1日から3月31日までの1ヶ年とする。但し再任は妨げない。なお補充により役員となった者については、前任者の残任期間とする。また参与はこの限りではない。
(役員の仕事)
第6条 役員の仕事は次のとおりとする。 1 会長は会を代表し会務を総理し、総会、理事会、評議員会を招集しその議長となる。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。 3 相談役は、理事会、評議員会等に常時出席し、活動全般の相談にあずかる。 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。 5 評議員は、評議員会を組織し、会務を審議決定する。 6 幹事は、会計・庶務を執行する。 7 会計監査員は、会計監査を、年2回(9月・3月)および、随時行う。 8 参与は、この会の事業推進のため積極的に協力する。
(役員を選出)
第7条 役員を選出は、次のとおりとする。 1 会長、副会長は、会員から選出する。 2 評議員は、各学級から選出された正副学級会長が評議員となる。ただし、正副学級部 部長は、評議員を兼ねない。 3 幹事は、会長が委嘱する。

- 4 会計監査は、各町から1名を選出する。
 5 参与は、前会長、日滝小学校学区内の出身市会議員、区長、児童委員を会長が推挙する。

(部会の設置)

第8条 本会に次の部会と部をおく。

- 1 支部会
- 2 学級部会
- 3 専門部会
- 4 正副学級会長部
- 5 人権学習推進部

(支部会)

第9条 支部は、相森町・高橋町・大谷町・本郷町の各町におき、支部会は、各町正副支部長、ならびに学級部員若干をもって組織する。

(学級部会)

第10条 学級部会は、学級会長、副会長ならびに学級から選出された若干名の学級部員、人権学習推進部員と学級担任をもって組織する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、総務教養部・校外生活指導部・厚生部の3部会とし、各町から選出された2～4名の部員ならびに、学校職員若干名をもって組織し、次の任務を行う。

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 総務教養部 | 諸施設の充実、拡充、総会の企画運営、PTA学習（講習、講演等）その他 |
| 校外生活指導部 | 児童の校外生活指導 |
| 厚生部 | 保健、体育、衛生、レクリエーション、その他 |

(正副学級会長部)

第12条 正副学級会長部は、本会の兼任の副会長を顧問とし、学級会長、副会長ならびに学校職員若干名をもって組織し、次の任務を行う。

- 学級部会の運営に関する連絡・調整
- 郡市PTA子育て委員会にかかわる活動
- その他

(人権学習推進部)

第13条 人権学習推進部は、各学級より選出された1名の部員と学校職員若干名をもって組織する。

(部及び部会の召集および部長兼務の禁止)

第14条 部及び部会は、部長が召集する。

第15条 部長は、原則として他の部長を兼ねることはできない。

(総会)

第16条 総会は、最高の議決機関であり、定期的に総会を開くものとする。ただし、評議員会が必要と認めた場合、ならびに全会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を召集しなければならない。

定期総会では、前年度決算、新年度事業計画及び予算の承認及び、会務会計の報告その他必要な事項を決議するものとする。

なお、総会における決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(理事会および評議員会の招集)

第17条 理事会、評議員会は、会長が必要と認めた場合招集する。
 評議員会は、正副会長を決定する。

(会 計)			
第18条 本会の経費は、会費、事業収入、および寄付金をもって充てる。会費の額及び徴収方法は、評議員会の議決によるものとする。 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。			
(帳簿等)			
第19条 本会に次の帳簿等を備えるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 会員名簿 議事録 記録簿 会計簿 			
(会則の改正)			
第20条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。			
附 則			
第21条 この会則は、昭和53年3月4日より施行する。			
	昭和57年	4月24日	一部改正
	昭和59年	3月 9日	一部改正
	平成 9年	3月 7日	一部改正
	平成13年	4月21日	一部改正
	平成14年	4月26日	一部改正
	平成15年	4月25日	一部改正
	平成15年11月	28日	一部改正
	平成25年	4月26日	一部改正
	平成26年	4月25日	一部改正
	平成27年	4月24日	一部改正
	平成29年	4月26日	一部改正

日滝小学校 PTA 役員選考規定

(目的)

第1条 本規定は会則に基づき、役員選考の円滑化を図るために定める。

(対象役員)

第2条 選出の対象とする役員は以下のとおりとする。

(1) 選出役員

- ・次年度会長となる副会長
- ・郡市 PTA 子育て委員会（長）を兼務する副会長

(2) 候補者

- ・次年度会長となる副会長 現3学年の児童の保護者
- ・兼務副会長 現4学年の児童の保護者

(役員選考委員会)

第3条 前条の目的を達成するため、以下の通り役員選考委員会を組織する。

(1) 役員選考委員は次の構成とする。

- ・委員長 PTA 会長
- ・副委員長 PTA 顧問（ただし、令和4年度は前年度の兼務副会長2名のみ）
- ・委員 PTA 副会長、該当学年の学級会長

(2) 役員の決定は、役員選考委員会の責任において実施する。

(3) すべての役員および役員選考委員会出席者は、役員選考の内容、選考過程等について口外してはならない。

(選考方法)

第4条 役員の選考方法は、原則として以下の通りとする。

(1) 毎年10月末までに、役員選考委員会と該当学年 PTA 会員において協議し選出する。

(2) 10月を過ぎても選出ができない場合、役員選考委員会は役員候補者の推薦など、必要に応じて臨機の措置をとることができることとする。また、やむを得ない理由により、選出された役員候補者が就任不可能となった場合についても同様とする。

(承認方法)

第5条 評議員会において選考結果を審議し、承認を得る。

(免除規定)

第6条 役員の免除について以下のように定める。

(1) PTA 会長、副会長、各専門部部長、正副学級会長部部長、人権学習推進部部長、支部長経験者免除する。

(2) 該当学年の児童人数が6名以下の町の保護者は免除する。

(3) その他の条件については該当学年 PTA 会員により協議の上決定する。

(例外規定)

第7条 前条にかかわらず、該当学年 PTA 会員数の著しい減少があった場合については、免除を行わないことができることとする。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施工する。

平成31(令和元)年度 PTA一般会計決算報告

日滝小学校PTA
会長 持田 洋美

収入総額 **720,746** 円

支出総額 **597,882** 円

差引残額 **122,864** 円

1 収入の部

項目	31年度予算額	決算額	増減	備考
会費	680,400	686,433	6,033	前期 1000円×255家庭 200円×338名 後期 1000円×257家庭 200円×341名 職員 2000円×19名 転入児童分 1400円, 1200円, 633円
雑収入	1	2	1	利息
繰越金	34,311	34,311	0	前年度より
合計	714,712	720,746	6,034	

2 支出の部

項目	31年度予算額	決算額	増減	備考	
庶務費	会議費	50,000	108,500	△ 58,500	市P役員会参加費等
	事務費	30,000	10,320	19,680	賞状額, 包装紙等
	旅費	30,000	31,900	△ 1,900	各部会合等の旅費
	負担金	80,000	81,020	△ 1,020	PTA冊子, 市P単P負担金
	慶弔費	40,000	25,000	15,000	慶弔費, 記念品
小計	230,000	256,740	△ 26,740		
事業費	総務教養部	145,000	99,159	45,841	PTA作業, PTA新聞「ひたき」
	校外生活指導部	32,000	33,800	△ 1,800	安全マップ
	厚生部	30,000	9,404	20,596	親子交流会講師謝礼等
	正副学級会長部	20,000	8,783	11,217	音楽祭関係
	人権学習推進部	2,000	0	2,000	
小計	229,000	151,146	77,854		
補助費	学級活動補助費	117,000	67,168	49,832	親子レク等学級活動費
	支部活動補助費	73,600	73,800	△ 200	各支部10000円+(100円×児童数)
	学校行事補助費	1,000	2,640	△ 1,640	音楽会託児
	卒業生補助費	40,000	40,238	△ 238	証書ホルダー, リボン
小計	231,600	183,846	47,754		
環境整備費	3,500	0	3,500		
こども新聞代金	20,000	6,150	13,850	読売KODOMO新聞	
予備費	612	0	612		
合計	714,712	597,882	116,830		

△は、予算額に対して決算額が超過したものにつけたものです。

監査の結果、上記報告書に間違いのないこと報告いたします。

令和 2年 3月17日

監査委員

斎藤 里絵

矢野 吉江

進藤 奈々美

北澤 美穂

個人情報保護のため、印を省略しています。原本は保管しております。

平成31(令和元)年度 PTA特別会計決算報告

日滝小学校PTA
会長 持田洋美

収入金額	821,914	円
支出金額	650,965	円
残高	170,949	円

1.収入の部

項目	収入額	説明
繰越金	222,977	前年度より
春の資源回収報賞金	138,416	
春の資源回収古紙代	257,602	
利息	2	
秋の資源回収報奨金	88,308	
秋の資源回収古紙代	114,609	
合計	821,914	

2.支出の部

項目	支出額	説明
春の資源回収 車謝礼	54,000	2000円×27台
春の資源回収 お茶代	25,500	100円×255家庭
安全互助会保険	38,760	
カーペット代	43,200	
図書費補助	100,000	
秋の資源回収 車謝礼	56,000	2000円×28台
秋の資源回収 お茶代	25,700	100円×257家庭
スパイク代	34,000	
スキー教室補助	73,805	50445+23360
150周年基金へ	200,000	
合計	650,965	

監査の結果、上記報告書に間違いのないこと報告いたします。

令和 2年 3月17日

監査委員

斎藤 里絵

矢野 吉江

進藤 奈々美

北澤 美穂

個人情報保護のため、印を省略しています。原本は保管しております。

令和2年度 PTA年間行事予定

月 日	曜日	事業内容	月 日	曜日	事業内容
4. 6	月	入学式 1学期始業式	16~27		なかよし旬間16日(月)~27日(金)
10	金	PTA 専門部会、 理事 評議員会①			(人権教育推進部読み聞かせ)
15	水	町別子ども会①(登校班確認)	21	土	資源回収②
		≪PTA町役員不参加≫	12. 1	火	参観日
17	金	参観日 PTA 総会	12. 8	火	町別子ども会③(8:30~)
30	木	PTA 理事会②	15~21	火	個別懇談会①~⑤
5. 9	土	PTA 作業⇒延期(期日未定)	24	木	二学期終業式
11~15	月	家庭訪問①~④	1. 7	木	三学期始業式
15	金	市P理事・評議員会①	13	水	市P理事会③
16	土	PTA 作業予備日	2. 9	火	来入児一日入学
30	土	運動会(本会・理事テント等準備、警備) ⇒延期(期日未定)	12	金	3.4.5年参観日 PTA 理事会⑤
6. 4	木	理事会③	19	金	1.2年参観日
13	土	資源回収①	26	金	6年参観日
23	火	参観日(救急法講習会 校外司会)	3. 2	火	町別子ども会④(8:30~)
(未定)		令和3年度PTA本会役員選出 (4年副会長2名)	3. 11	木	同窓会入会式
7. 5	日	郡P研究集会(学級会長会半分)	17	水	3学期終業式
14	火	町別子ども会②(8:30~)	18	木	卒業式
21	火	1学期終業式	23	火	新1・3・5年学級発表
22,27	水~	プール開放プール監視当番			PTA 引き継ぎ会・
28,29,30		(5日間 当番:4年)			PTA 会計監査(次年度 PTA 総会 にて報告)
8. 21	金	二学期始業式			
29	土	須高学校保健総会・講演会(総・教部)			
9. 4	金	理事会④			
5	土	教育研究集会(墨坂中)(学級会長会半分)			
18	金	参観日・講演会			
(未定)		令和3年度PTA本会役員選出 (3年会長副1名)			
29	木	市理事会②			
10. 30	金	音楽会(本会・理事 駐車場誘導)			
11. 4	水	PTA 理事会⑤(PTA 会計中間報告)			
14	土	PTA 音楽祭			
18	水	市P教育懇談会(PTA 三役・つながり・子育て)			

日滝小学校専門部活動計画 (案)

本部会

期 日	事 業 内 容	予 算
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 各部の事業の調整・手伝い 県, 郡, 市のPTA事業への参加・協力 新役員選出のための運営 理事会の運営 評議員会の運営 	
7月 5日	上高井郡市PTA研究集会への参加	
9月 5日	上高井教育研究集会への参加	
3月23日	PTA引き継ぎ	

総務教養部会

期 日	事 業 計 画	予 算
未定	PTA作業 (5月9日延期)	
未定	PTA作業予備日 (5月16日延期)	
8月29日 (土)	須高学校保健会総会・講演会	
9月18日 (金)	講演会	
3月上旬	PTA新聞「ひたき」の発行	

校外生活指導部

期 日	事 業 計 画	予 算
4月10日 (金)	第1回部会	
4月上旬～5月下旬	各地区安全調査 (危険個所調べ)	
6月 2日 (火)	第2回部会 危険個所調べの報告 (安全マップ作成)	
6月23日 (火)	PTA救急法講習会	
6月下旬～7月上旬	安心の家などへ安全マップの配付	
7月14日 (火)	第2回町別子ども会への参加	
12月 8日 (火)	第3回町別子ども会への参加	
3月 2日 (火)	第4回町別子ども会への参加	
期日未定	第3回部会 (反省会)	

厚生部

期 日	事 業 計 画	予 算
4月10日 (金)	第1回厚生部会	
5月 8日 (金)	第2回厚生部会	
	運動会PTA種目参加 未定	
6月13日 (土)	春の資源回収	
10月上旬	第3回厚生部会	
11月21日 (土)	秋の資源回収	
12月中旬	第4回厚生部会	

正副学級会長部

期 日	事 業 計 画	予 算
通年 通年 部会日 通年 6月中 6月～11月 通年 3月	学級懇談会の運営（授業参観日） 学校行事・PTA行事参加 正副学級会長部会（年4回程度） 各種講演会参加 夏休みプール当番名簿の作成（4年生） PTAコーラスの運営 郡市PTA子育て委員会への参加 部会だよりの発行 ※学級PTA活動（親子レク）⇒今年度は見送ります	

人権学習推進部

期 日	事 業 計 画	予 算
5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 1月 11月26日～27日 3月	第1回人権交流講座 第2回人権交流講座 第3回人権交流講座 第1回人権教育講座 第2回人権教育講座 第3回人権教育講座 部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会 人権を考える市民の集い なかよし旬間中 人権教育通信「でんでん虫」の発行	

支部長（活動例）

※具体案は、支部毎
支部長会長（大谷）

期 日	事 業 計 画	予 算
4月11日（土）	新支部総会（中止）	
4月19日（土）	春祭り 子どもみこし（中止）	
6月13日（土）	資源回収	
7月27日（月）	ラジオ体操（土、日、祝日は休み）	
～31日（金）		
8月1日（土）	ボーリング大会	
10月3日（土）	秋祭り 子どもみこし	
11月21日（土）	資源回収	
12月	クリスマス会	
1月	ものづくり、しめ縄集め	
2月	6年生を送る会	
3月	3月支部総会	

PTA 本会役員選出学年改正案

	例年通り		新体制移行期		新体制完成
	令和元年度	令和2年度	令和3年度 郡市 PTA 研究集会発表校	令和4年度	令和5年度
顧問	小林秀樹 中1	持田洋美 中1	二ノ宮光次郎 中1	平野香夜 中1 現4年 小6 現4年 小6	現3年(前会長) 小6 現3年(前兼務副) 小6
会長	持田洋美 小6	二ノ宮光次郎 小6	平野香夜 小6	現3年 小5	現2年 小5
兼務副	中山貴史 小6	神林ひとみ 小6	現4年 小5 現4年 小5	現3年 小5	現2年 小5
会長副	二ノ宮光次郎 小5	平野香夜 小5	現3年 小4	現2年 小4	現1年 小4
役員選出	<ul style="list-style-type: none"> 例年通りに小4から次年度会長になる副会長，小5から単年の副会長を選出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小3より，次年度会長となる副会長を選出する。 ※小4は，今回に限り2名の兼務副会長を選出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度会長の副会長は小3，兼務副会長は小4より選出していく。 兼務副会長の選出時に，市 PTA・郡 PTA・人権集会などの当番校になった場合は，その時の状況で新たに副会長を増やせることとする。 令和3年度より兼務副会長の任期を2年とし，翌年は会長とともに顧問となり理事・評議員会に出席する。(ただし，中1保護者顧問は理事・評議員会は現行通り出席しない。) 		

令和2年度 P T A一般会計予算 (案)

日滝小学校 P T A
会長 二ノ宮 光次郎

収入総額 804,866 円

支出総額 804,866 円

差引残額 - 円

1 収入の部

項目	元年度決算額	2年度予算額	増減	備考
会費	686,433	682,000	-4,433	児童 2000円×255家庭数 400円×335名 職員 2000円×19名
雑収入	2	2	-	利息
繰越金	34,311	122,864	88,553	前年度より
合計	720,746	804,866	84,120	

2 支出の部

項目	元年度決算額	2年度予算額	増減	備考	
庶務費	会議費	108,500	110,000	1,500	市P, 郡P等役員会費
	事務費	10,320	40,000	29,680	用紙, インク, マスター, ファイル等
	旅費	31,900	50,000	18,100	役員旅費
	負担金	81,020	100,000	18,980	市P, 郡P等負担金
	慶弔費	25,000	50,000	25,000	記念品代, 感謝状他
小計	256,740	350,000	93,260		
事業費	総務教養部	99,159	110,000	10,841	P T A作業, P T A新聞代
	校外生活指導部	33,800	40,000	6,200	安全マップ代
	厚生部	9,404	10,000	596	資源回収諸費用
	正副学級会長部	8,783	10,000	1,217	P T A冊子, P T A音楽祭
	人権学習推進部	-	10,000	10,000	部だより
小計	151,146	180,000	28,854		
補助費	学級活動補助費	67,168	108,000	40,832	各学級9000円までの補助
	支部活動補助費	73,800	80,000	6,200	各支部10000円+一人当たり100円
	学校行事補助費	2,640	10,000	7,360	音楽会託児補助
	卒業生補助費	40,238	45,000	4,762	卒業証書ホルダー, 卒業式リボン
小計	183,846	243,000	59,154		
環境整備費	-	10,000	10,000		
こども新聞代金	6,150	10,000	3,850	こども新聞代	
予備費	-	11,866	11,866		
合計	597,882	804,866	206,984		

令和2年度 P T A会費の額・徴収方法について

P T A会長 二ノ宮光次郎

1 P T A会則 第18条

・・・会費の額及び徴収方法は、評議員会の議決による。

2 経過

◇昭和57年度～59年度

・家庭割 年額 840円
・児童割 年額 360円 計 年額 1,200円

◇昭和60年度～平成8年度

・家庭割 年額 1,000円
・児童割 年額 600円 計 年額 1,600円

◇平成9年度～31（令和元）年度

・家庭割 年額 2,000円
・児童割 年額 400円 計 年額 2,400円（児童1人の場合）

3 令和2年度P T A会費は、下記のように徴収したい。

(1) P T A会費の額は、昨年度と同様にする。

・家庭割 年額 2,000円
・児童割 年額 400円 計 年額 2,400円

※児童一人の場合 年額 2,400円

児童二人の場合 年額 2,800円

児童三人の場合 年額 3,200円

(2) 徴収方法は、今まで通りとする。

・前期、後期の2期に分けて、支部において5月と9月に徴収する。

* P T A 会費の転入生追加徴収・転出生返金について

- ・追加徴収は学校側にて行う。追加徴収算定基準については月割りとする。
- ・返金に関しても学校側で行う。返金算定基準は月割りとする。

日滝小学校PTA慶弔規定

日滝小学校PTAは、本会会員の慶弔に対し、下記の規定により金品を贈り、意を表す。

第1条 弔慰について

- ① 会員が死亡の時、香料 10.000 円を供える。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。
- ② 学校職員が死亡の時、香料他は、別途協議する。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。
学級会長なき職員の場合、本会会長が弔問する。
- ③ 児童が死亡の時、香料 10.000 円を供える。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。

第2条 退任・退職・転任について

- ① 特別功ある者に対しては、協議のうえ感謝状と記念品を贈り、労を謝す。
- ② 退職・転任職員に対しては、金 3000 円を贈り感謝の意を表す。

第3条 本規定により贈与を受けた者は、返礼しない。

第4条 本規定に定めなき事項は、その都度協議し、評議員会に於いて事後承諾を受ける。

第5条 本規定の改廃は、評議員会で決定する。

附則 本規定は、平成12年4月21日より施行する。

平成22年2月17日 一部改正 第1条①③

日滝小学校 同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は 日滝小学校同窓会という。
- 第 2 条 日滝小学校卒業生並びに、同窓会の趣旨に賛同するものを以て組織する。
- 第 3 条 本会は 学校・郷土文化の向上を図ることを主たる目的とする。
- 第 4 条 本会は 前条の目的を達成するために必要な事業を行なう。

第 2 章 機 関

- 第 5 条 本会は 次の機関を設ける。
一 総 会 二 幹事会
- 第 6 条 幹事会は 最高の決議機関で、必要に応じ 会長が各町幹事を招集することを原則とする。
- 第 7 条 幹事会は 各町1名以上の出席があれば成立し、会議の上で決議する。
- 第 8 条 幹事会は 各町幹事を以て構成し、会務の執行に当たる。

第 3 章 役 員

- 第 9 条 本会に次の役員をおく。任期は 1年とする。但し、再任を妨げない。
顧問 1名 (主として学校長)
会長 1名 (PTAの次年度会長にならない副会長を以てあてる)
副会長 男・女 各1名 (日滝小学校PTA会長及び副会長を以てあてる)
会計 日滝小学校PTA事務局
幹事 8名 (各町より2名)
- 第 10 条 幹事は 会長が各町ごとにPTA会長経験者の中から委嘱する。
- 第 11 条 会長は 本会を代表し会務に当たる。但し、会長事故あるときには副会長がこれを代行する。
- 第 12 条 役員は 前年度幹事会が指名し、毎年2・3月ころ改選する。

第 4 章 総 会

- 第 13 条 総会は 毎年春を原則とする。但し、幹事会はいつでも総会を招集することができる。

第 5 章 会 計

- 第 14 条 本会経費は 繰越金・会費・助成金・その他の収入を以てこれにあてる。
- 第 15 条 本会は 1ヶ年100円の会費を徴収する。(これはその年によって変更可能)
- 第 16 条 本会の会計年度は 日滝小学校PTA会計年度と同じとする。

第 6 章 付 則

- 第 17 条 本会則は 会員の発議により、幹事会において過半数の賛成を得て変更することができる。
- 第 18 条 本会則は 昭和32年5月3日より施行する。
昭和44年一部改正
平成13年一部改正